

# プラトンのポリテイアの教育的意義

Platon's doctrine of Politeia on educational point of view

今 井 直 重

## (一) 国家の教育的意義

すべての人間はいずれかの国家に所属して国民として生活をしている。それゆえに、人間生活は国内存在 (In-der-Welt-Sein) として、その意義を有するのである。かくのごとく人間生活にその意義を与え (Sinngebende) 価値を付与する (Wertgebende) 国家とはいかなる存在であるか。現在の国家学 (Staatslehre) も種々国家の意義・価値・存在理由 (ratio essendi) を論究し、国家のあるべき姿を明らかにせんとしている。しかし、私見をもってすれば、今を去る二千三百年の昔アテナイにおいて、プラトンが国家論 (πολιτεία) において論じた国家理論に及ぶものはないのである。一言にしていえば、プラトンの国家論は教育国家論である。教育国家 (Erziehungsstaat) とは、国家は国民たる人間をして、真に人間の名に価する人格 (Person) に育成することを目的とする組織体でなければならないのである。

プラトンにおいては、現在、すべての国家が意図しているような、国民の物質的欲望を充足することを目的とする「物の国家」ではない。プラトンは、アテネの大政治家テミストクレス (Themistokles, 528~446 B.C.)、ペリクレス (Perikles, 495~429 B.C.)、アルキビアデス (Alkibiades, 450~404 B.C.) 等が意図した国家は物質的繁栄のみを目的とする物の国家であって、国民を道義的・人格的に育成して、人間に人間としての意義と価値を付与することを目的とする「徳の国家」ではなかった、と考えたのである。プラトンの国家は、国民を道徳的に育成し、国民の人格的形成を目的とする徳の国家である。徳の国家においては、国家は国民を道義的人格に錬成するために企図された組織体であ

るが故に、国家の一切の活動・機構はその目的のために集中されねばならないのである。政治も、法律も、芸術も、宗教も、学術も、すべて国民を道徳的に育成するというを目的として行われなければならないのである。国民を人格的に育成するという見地に立って、法律家・立法者は法律を制定し、宗教家は宗教を弘布し、芸術家は芸術的作品を創造し、政治家は統治を行わねばならない。すなわち、国家のすべての制度はこの目的に適合するようにもくろまれ、公務を担当するすべての公務員は、この目的に添うようによく配慮して職務に当らねばならないのである。このことは古今東西のいずれの国家にも妥当する永遠の真理である。現在の国家の悩みはこのことを忘れて、ギリシアの大政治家といわれる人達が考えたと同様に、「物の国家」の建設に専念し、「徳の国家」の建設を忘れ、国民の道徳的人格の育成を等閑にした不道徳国民の出現にある。

国民の道徳的育成に反するような悪法の氾濫、非教育的な、悪人の悪行を擁護するような裁判官の劣悪な裁判判決、非道義的な行政官の法の執行、特に国民教育の大任を負荷されている教育者の無自覚な行動は、国民を不道徳な方向へと導きつつある。私はこの点について、プラトンの教育国家論を看取して、これを提唱して、国家の制度として採用させた、ソヴィエットの偉大なる法学者ヴィシンスキー (Andrei Januarievich Vyshinskii, 1883~1954)こそ卓見の士として敬意を表するものである。現在ソヴィエット国家においては、国民を社会主義国家の国民として適合する人格に育成することを目的として教育が行われているのであるが、これは、国民を道義的人格に育成するということではなく、社会主義国家の国民という枠にはめることを目的とするものである。しかしプラトンにおいては、その徳の国家において、国民を社会主義国家の国民というような枠にはめることではなく、国民を道義的人間として、あるべき姿の人格に錬成するという人道主義 (Humanism) の立場においての国民教育を目的としたのである。この点においてプラトンの人道主義的な徳の国家の意図するところと、ソヴィエットの社会主義国家の実現を意図するところは、全くその類を異にするものであるといわねばならない。

しかし、国家が国民教育組織であり、人間教育の場であることを自覚し、法

律家も立法者も、裁判官も、行政官も、教育者も、政治家も、すべて国民錬成という一つの目的に集中されねばならないことを主唱する点において、プラトンの徳の国家とソヴィエツト国家の両者に相通ずるものがあり、ソヴィエツト国家をはじめ、人民民主主義国家においては、プラトンの徳の国家におけるがごとく、教育国家的色彩が多分に見られるのである。

プラトンによれば、人はポリス的存在であって、非ポリス的なものは人たるの資格を欠くのである。国民であることなくして有徳なる人間であることは不可能である。国民各人は個人であるとともに全体の部分として、全体の一部の機能を果すのである。国民各人はポリス的共同体理念を媒介として統一的となり、国家の目的である道徳的人格の育成に専念することができることになる。国家は国民を有徳にし、徳によって国民を幸福にすることができるのである。国民各人の幸福は各人が徳を養うことによって得られるのである。かくのごとくに、国家は国民を幸福にするために、国民をして有徳な人格に育成することを意図する教育国家でなければならないことになる。教育国家においては、特に政治家は最も偉大なる教育者であることが必要である。政治家は国民全体の教師として、国民全体を指導して、国民全体を有徳に育成する任務を担当するものであるからである。かくのごとく国民全体の指導・教育を担当する政治家は、思索と実践と正義の徳を兼備した哲人(φίλοσοφία)でなければならないのである。それがためには、プラトンの哲人政治家は50年の長い思索と修練をした俊秀であった。今日の思索も修練もない、低劣なる速成政治家が果して国民の教育者たることができるのであろうか。

かくして、プラトンにおいては国家は教育国家でなければならない。政治家をはじめすべての公務担当者は国民教育という立場において職務を遂行せねばならないことが国家論の中心問題である。以上のごとくにプラトンの国家論における教育国家理論を提唱して、プラトンの教育の意義を探究することが本研究の目的である。

## (二) プラトンにおける教育の意義

教育(παίδεια)とはいかにして正しく支配するか、いかにして服従するかを

知るところの十分な能力のある市民になることを念願するような人間に仕立てるように、子供のうちから、かかる徳性を育成することである<sup>①</sup>。これとは対照に富や権力を目的とする知恵や正義を伴わない教育は野卑なるものであり、全く教育(παιδεία)の名に値しないものである。それは単なる技術の修得(τροφή)<sup>②</sup>である。それゆえに、教育は国家の支配者たる立法家にとって最も大切なる事柄である。法律そのものが哲人たる立法者によって制定され、それが正しく行われるならば、法の本質たる正義を国民の人格のすみずみまでも浸透させて、正義のゆきわたった合法社会(εὐνομία)の出現をもたらすのであるから<sup>③</sup>、教育は合法社会の実現のために最も価値あるものである<sup>④</sup>。教育は職業や技術の準備としてよりも、その本質的なものは、人格や精神の訓練のためなのである<sup>⑤</sup>。またプラトンは παιδεία と διδασκαλία とを比較して論じ、 διδασκαλία は不幸を避けて幸福につくための備品として身をかざる装飾品であるが、 παιδεία は人格や品性の錬成である<sup>⑥</sup>。

しかし善良なる市民たる徳を身につけるための訓練が人格教育の目的であるということは、一般に、ギリシア人に受け容れられた見解であった<sup>⑦</sup>。それゆえに、すべてのギリシア市民は、彼等の子女を所定の訓練所において、体育や音楽を通して、先ず教育されなければならないとのべている<sup>⑧</sup>。

これに対して、ソフィストは教育をプラトンよりも広い意味に解し、自ら徳の先生たることをもって任じていた。ソフィストの徳とは主として社会的に立身出世する術、個人的には富裕になる術であった。これらのことはプラトンにとっては、善良なる市民になることとは全く無関係のことである。プラトンはギリシア精神の中核ともいべき伝統的正統の教育精神を説いたのである。プラトンは Humanism の立場から教育の目的は人間性の理想像に向って、その素質を最大限度に発現せしめるように、子供のうちにあるよき資質(人格、精神の可能性)を開発・発展せしめることであると考えた。それがために、若者の教育は国家の最大の責任であり、また義務であると確信したのである。

プラトンは決して当時スパルタの採っていた軍事訓練一辺倒な国防国家の軍国主義的な教育に対して賛意を表しなかった。教育はすべての人間のよき性能を啓発するものであって、単に軍人としての性能を育成することを目的とする

ものではないと考えた。当時スパルタやクレタでは、教育をはじめ、すべての国家機構が戦争において勝利を確保するための目的に奉仕していたのである。<sup>⑨</sup>

国法は正義の実現をめざす神聖なる神の配慮の賜であるならば、立法者は、国法の目的は国民を訓練して戦争において勝利を齎すというような偏狭な目的に限定されてはならない。蕃勇と狂暴を誇示して残虐行為をもって行う闘争は、市民の勇氣 (*ἀνδρεία*) と称する徳とは全く異ったもので、アテネ人の普通の考え方によれば、それは底知れぬ愚なることであって、無思慮なる暴力である。かくのごときことは戦争 (*πόλεμος*) ではなく暴動 (*στάσις*) である。<sup>⑩</sup> 暴動は国家の静謐に対する脅威である。真の勇氣 (*ἀνδρεία*) はギリシア伝統の徳であるが、それは知恵 (*σοφία*)、節制 (*σωφροσύνη*)、正義 (*δικαιοσύνη*) に連なるものでなければならない。<sup>⑪</sup>

プラトンが国民の教育について考えたのはスパルタ的な訓練ではなく、人格の訓練のうちに含まれている深遠なる思慮 (*φρόνησις*) であった。<sup>⑫</sup> かかる徳を教育するということは、徳を考えるということかどうかについて、プラトンは、それは忠告や説明や原理の証明ではなく、ソクラテスが実践したような長い実行によって、すなわち、習熟によって得られるものである。かかる習慣の効果は長い修練を必要とする。徳性が若者の内的性向となるように習性づけることが教育の中心問題である。<sup>⑬</sup>

プラトンは古代のアテネの市民を理想としていたのである。古代のアテネ人は他国人とは比較にならないほどすぐれて有徳で善良であった。彼等は自発的に (*αυτοφύως*)、純粋に (*ἀληθῶς*)、強制的でなく (*ἀνάγκη*)、技術的でなく (*οὐτε πλαστῶς*) 善良であった。<sup>⑭</sup>

真によく教育されたものは真に愛すべきものを愛し、正しく憎むべきところのものを憎むように教育されたのである。<sup>⑮</sup>

プラトンは時には教育を恰も魂を一つの型にはめるようにする術 (*τέχνη*) のごとくに説いているが、これは単なる比喩にすぎないのである。教育は決して術ではなく、むしろ現実の可能性を理想の姿にまで、魂を高揚せしめる導きであり、指図することである。行為の源である魂に、強制ではなく、衷心より納得して正しい行為をさせるように指導することである。教育は魂を導く業 (*ψυχ-*

αγωγή)である。<sup>17</sup> プラトンにおいては、教育は正しい法によって若者の魂を導いて訓練すること (ὀλκή τε καὶ ἀγωγή)<sup>18</sup> である。

プラトンは教育をスパルタの訓練という狭い意味より解放して、 παιδεία を子供に関して、特に子供の心情的傾向について正しい方向への導きの意味に用いたのである。<sup>19</sup> しかし、更に広く解して国民全体を国家の正しい組織制度に適合するように訓練し、それによって国民各自が有徳になり、幸福を享受するように育成することが教育の本義であると考えた。

プラトンは国民の融和と国家の平静を念願して、合唱や舞踊 (χορεία) を国民教育の基本教科としたのである。かかる国民教育方法によって正しく歌い、正しく踊る方法を学んだ人 (ἄδειν τε καὶ ὀρχεῖσθαι δυνατὸς καλῶς) こそ真に教育された人 (ὁ κακῶς πεπαιδευμένος) ということができる。かかる方法によって訓練されていない人 (ἀχόρευτος) は無教育人 (ἀπαιδευτος) である。<sup>21</sup> これらの行事は国民的精神の高揚と国民共同意識の誘発をめざすものである。

古代アテネにおいては歌をうたったり、楽を奏することはすべてのアテネ人の教育の基礎をなしていたのである。<sup>22</sup> アリストファネスもよき市民の資格として音楽と舞踊と豎琴の訓練が必要であるとのべている。<sup>23</sup> 音楽や舞踊の愛好はギリシア民族の最も自然なギリシア精神の発露であった。χορεία の二つの部分であった音楽と舞踊は人間性の深底に根をおろしているものである。<sup>24</sup>

すべての動物のうちで種々の音声や動作において秩序と無秩序の感覚を有するものは人間のみである。それゆえに、音楽と舞踊を楽しむ者は人間のみである。この楽こそ神の賜というべきものである。それゆえに、アポロとミューズの神は音楽と舞踊の神としてまた教育の創始者でもある。

人間の生活にはいかなる部面においても、リズムと調和がなければならない。あらゆる人間の社会において、われわれは、すべての人々のために、調和とリズムのある行動をするということが精神的貴族であるべき生活態度である。<sup>25</sup> かくして、リズムとハーモニーを社会生活において用いることが παιδεία であるということがのできるのである。歌と舞踊はすべて人間の感情や思想や人格の表現である。<sup>26</sup> この歌や舞踊のうちに道義的性格が含蓄されているのである。<sup>27</sup> そしてそれらは人々に道義的訓練を与えるのである。踊りの動作や歌は魂の純化

に役立ち魂を美しくするものである。いかに美しく歌い、踊るかということを知ることは熟達した演技者になることではなくして、それは人格と行為において善美になることに役立つものである。人格の善美なる人はかかることに喜びを感じるのである。これが教育ある人の態度であり、たしなみである<sup>⑳</sup>。すべて芸術の与える喜びは善人に対して与える喜びでなければならぬ。教育ある人々をも教育のある善人の喜びを感じるように教育するのが、歌と踊りの教育の価値あるところである。

子供は彼等が喜ぶように習慣づけられたことに喜び、憎むように習慣づけられたことに憎しみを感じるものである。同様のことが大人についてもいわれることができる<sup>㉑</sup>。

プラトンはパイドロスにおいて、哲学は最高の音楽 (*μεγίστη μουσική*) であるとのべている<sup>㉒</sup>。高級なる音楽は芸術の範囲を越えて道徳や哲学や政治の領域に、更に進んで善美のアイデアの領域へとはいりゆくものである。音楽は広い意味における哲学である。完全なる音楽家は哲学者である。というのは人間の性向を調和する方法を知っているからである<sup>㉓</sup>。

アテネにおいては若者がかかる音楽や舞踊の会合に参加させるようにし、彼等を善美に育成するように指導するのにあらゆる努力を捧げたのである。これをよく行うことは道徳教育における重要な役割を果たすことになったのである<sup>㉔</sup>。またかかる会合において教育ある紳士は若者と種々の対話をして楽しみ、有益なるものを彼等に授ける機会が与えられたのである<sup>㉕</sup>。

キタラ (*κιθάρα*) と称するリラを伴奏して唄を歌うときに、アテネ人は自分等は皆同じアテネ人であるという祖国同胞意識が生き生きと蘇えるのを覚えたのである<sup>㉖</sup>。

子供が大人とともに歌ったり踊ったりすることによって同じ好悪の感情が育成され、魂のうちによき性向が生みつけられ、善良なる市民に教育されることができるのである<sup>㉗</sup>。国家の教育的任務は絶えず英雄をたたえ、神をたたえ、善美をたたえる、いわゆる頌歌 (*ὕμναι*) を唱して、真に善良なる市民になるように頌歌訓練 (*ἐπώδα*) することが必要である。頌歌をもって絶えず子供を善良なる性向に育成するように工夫することは神と人との会交する神秘的な教育方法

である(ἐπὶ δὲ οὐσαν μὴ πανεσθαί ποτε)。

音楽は子供のみならず、成人といえどもその教育に役立つものであり、道徳的人格の育成に大なる効果を与えるものである。また神々への讃歌を捧げるコーラスへの会合(σύλλαγοι)は過度と無秩序とを抑制して良識を保持するために夫々の神官主催の下に規則正しく、法の支配(συμποσικὸι νόμοι)の下において行われたのである。ここに遊びのうちに(παῖδιά)遊びとともに養われる教育(παίδεῖα)の意義を見出すことができる。かかることをプラトンは道徳的人格育成の本質的要件と考えたのである<sup>④</sup>。

教育の基本として音楽と体育による魂の錬成に重きをおかれた。また音楽には文学(λόγοι)をも含まれていた。文学には真実のものもあれば偽りのもの(μῦθοι)もある。われわれは子供が大人になったときに、彼等が矛盾を感じずような物語りをもって教えこまないようにしなければならない。物語りは教える前に係官によって検閲されねばならない。クロノスとウラノス、ゼウスとクロノスの物語りのようなものは、それ自体が偽りであるのみならず、たとえばそれ自体が本当であるとしても子供達に教えるはならないものである。またかかる詩や文学によって教えこまれた子供達は、神々は互いに喧嘩をし、闘争するものであると信ずるようになる。子供は物語りのうちに存する深い意味(ὀπύνοια)を理解することができないからである。すなわち、子供は文字とその精神を区別することができないのである。そして幼少の時代にうけた印象は大人になっても仲々消えるものではないからである<sup>④</sup>。

(註)

- ① Platon, Politeia, 643e.
- ② Ibid., 644a.
- ③ Ibid., 544c.
- ④ Ibid., 659d.
- ⑤ Idem., Sophistes, 229d.
- ⑥ Idem., Philebos, 55d.
- ⑦ Idem., Protagoras, 326c.
- ⑧ Ibid., 326d.



- ⑨ Aristoteles, *Politica*, 1324. b 8.
- ⑩ Platon, *Politeia*, 358e, 586b.
- ⑪ *Ibid.*, 628c, 630d.
- ⑫ *Ibid.*, 428d, 518c.
- ⑬ *Idem.*, *Nomoi*, 642cd.
- ⑭ *Ibid.*, 642d.
- ⑮ *Ibid.*, 653a, 659d.
- ⑯ *Ibid.*, 666b, 671c.
- ⑰ *Idem.*, *Phaedrus*, 261a.
- ⑱ *Idem.*, *Nomoi*, 659d.
- ⑲ *Ibid.*, 653b.
- ⑳ *Ibid.*, 631de.
- ㉑ *Ibid.*, 654b.
- ㉒ *Idem.*, *Protagoras*, 326a.
- ㉓ Aristophanes, *Frogs*, 729.
- ㉔ Platon, *Nomoi*, 654e.
- ㉕ *Ibid.*, 654ab.
- ㉖ *Idem.*, *Protagoras*, 326b. *Symposium*, 187cd.
- ㉗ *Ibid.*, *Nomoi*, 655a. Aristoteles, *Poetica*, 1447. a 26.
- ㉘ *Idem.*, *Nomoi*, 668b.
- ㉙ *Ibid.*, 654cd.
- ㉚ *Ibid.*, 659ab.
- ㉛ *Ibid.*, 802cd.
- ㉜ *Idem.*, *Phaedrus*, 61a. *Timaeus*, 88c.
- ㉝ *Idem.*, *Politeia*, 432a. *Politicus*, 306d, 308a.
- ㉞ *Idem.*, *Nomoi*, 637a, 641d.
- ㉟ *Idem.*, *Gorgias*, 451e. *Symposium*, 215a, 221e. *Menon*, 80a. *Politeia*, 479b.
- ㊱ *Idem.*, *Nomoi*, 772d, 799e, 800a. *Politeia*, 424e.
- ㊲ *Ibid.*, 659de.
- ㊳ *Ibid.*, 665c, 671a, 773d. *Euthydemus*, 290a. *Politeia*, 364b, 426b. *Symposium*, 202e.
- ㊴ *Ibid.*, 637a, 641d, 672a.
- ㊵ *Ibid.*, 671e, 789bc, 832d. *Politeia*, 537a.

④1 Idem., Politeia, 378c.

### (三) 哲人政治の教育的意義

国家国民を有徳にするには教育によるより更によい方法を他に求めることができない。教育は空虚なる頭脳へ新たに知識を注入するようなものではなく、眼を光りに向けるごとく理性をイデアへ向け、哲学的認識の働きを訓練することである。この訓練によって、魂のうちに具備する生来の一切の能力が発展するのである。教育は人間精神が生来備えている認識能力を正しい方向へ導くことである。これがために精神の全面的訓練、すなわち、可視界から可思界への方向転換の訓練が必要である。この場合に認識能力のみならず魂全体が現象界から実在界へと眼を転じ、イデア界における最も光輝ある善のイデアの諦観にまで至らねばならない<sup>①</sup>。この任務を果すものは理性の思索力（ή του φρονήσεως ἀρετή）である<sup>②</sup>。理性は人間の魂のうちに存在する内在神である。それは人間の魂のうちに存在する神的要素であって、この要素を発展せしめることが教育の最高の使命である。これがためには理性の活動を妨げる、理性にとって有害なる欲情（ἐπιθυμία）を除去しなければならないのである<sup>③</sup>。

国家において哲人となり得ない民衆は普通の職業に従事し、善良なる市民として活動し、多少とも正しい臆見（δόξα ὀρθή）によって国法の妥当なることを理解してこれを遵奉しなければならないのである。哲人の目指すところのものは諸々の徳の上にあって、且つそれらを統一する太陽ともいうべき徳、すなわち、純粋に哲学的な魂の限りなき渴望をもって目指すところの善のイデア（ή του ἀγαθοῦ ἰδέα）である。善のイデアは正義（δικαιοσύνη）、節制（σωφροσύνη）、勇氣（ἀνδρεία）、知恵（σοφία）の四大主徳をはじめ一切の諸徳の知識をして有用且つ有益ならしめる根源たる善のイデアを目指して、これを愛求する哲人を除いては、よく諸徳を実現し、国家・国民を有徳ならしめることは不可能である<sup>④</sup>。

プラトンにとっては人間が生きているのは善を実現するためである。善は人間にとって最も望ましいこと、最も願わしいことである。善は人間が生きるための理想であり、実現すべき目的である。善は道徳の中核であり、諸徳をして

諸徳たらしめる本質的屬性である。善はあらゆる徳の支配者であり、一切のもの、国家も国民も、これらのものを正しい姿において維持するための統一者である。真に善を追求する者は単に外面的な一つの美しいこと、正しいことに満足することなく、真実に美しいもの、正しいもの、すなわち、真に善きものを身につけるように努めなければならない。国家をよくし、国民を有徳にし、善を実現して国民を幸福にせんとすれば、国家の統治者、国民の指導者は善のアイデアを認識して、善のアイデアについての知見（*φρόνησις*）をもつものでなければならないのである。<sup>⑤</sup> 国家の統治者として国家国民を有徳たらしめるためには、先ず個々の具体的の場合において、何が善であるか、何が不善であるかについての明晰な知見をもつ者でなければならない。<sup>⑥</sup>

真により国家は、国家を統治する国王が哲人（*φιλόσοφος*）であるか、哲人が国王（*βασιλεύς*）とならなければならないのである。<sup>⑦</sup> 政治的権力（*κύρος*）が哲学（*φιλοσοφία*）と一つとなるのでなければ、そうして哲学を追求せずして、もっぱら政治的権力をのみ追求する多くの人々が排除されるのでなければ、理想的な善なる国家は実現されない。すなわち、哲人政治家が哲人政治を実現するまでは理想国家は現実とはならないのである。<sup>⑧</sup>

哲人政治によって善のアイデア、善の太陽の光に浴することを得しめる以外には国家にとっても、国民にとっても、幸福（*εὐδαιμονία*）に到達する途が他にないのである。<sup>⑨</sup>

プラトンの理想国家は哲人が神意をもって統治する国家である。倫理的規範が第一義的で、法規範は倫理規範の遵守を確保するための手段として制定されるのである。法規範の存在の意義は倫理規範の維持にある。国家は国民をしてアイデア的人間、最も倫理的・道徳的な人格を有する人間に形成することをその目的とするものである。そのためには国家自体が倫理的な秩序を有するものでなければならない。国家自体が有徳で、倫理的な存在であるためには、国家は哲人（*φιλόσοφος*）によって統治されねばならない。現象界の生滅流転を超越し、恒久的実在であるアイデアの認識を追求し、すべてのことがらについて全体的知識を熱愛することが哲人の特質である。哲人は真理に対して燃ゆる情熱を有するのであるが、物質的快樂に対しては全く無関心である。哲人は節制的（*σώφ-*

ρων)<sup>⑩</sup> であり、決して愛金家 (φιλοχρήματος) ではない<sup>⑪</sup>。哲人は神の世界と人間の世界とを通じて、全体と普遍を求めてやまない高潔で宏大なる精神の持主である。哲人は信念 (πίστις) のために勇敢であり<sup>⑫</sup>、怯懦と奴隸的精神を排斥する。哲人は醜悪の敵であり、学芸の神ムーサ (Μοῦσα) の友である。彼は適度 (σωφροσύνη) と鈞合 (εὔμετρία) の性向を備えている<sup>⑬</sup>。これらの性向はすべてイデアを熱愛することによって生ずるものである。一切の徳と真理に対する愛求から生まれるものである。しかるに、かくのごとき哲人が国家において尊敬されず、無用の長物視されている状態を見ると、その罪は果して哲人にあるのであろうか、それとも国家にあるのであろうか。その罪は知徳の高い哲人にあるのではなく、かかる哲人を無視する現在の低劣な国家にあるのである<sup>⑭</sup>。哲人が哲人政治家として本領を發揮する真の国家の出現を念願するものである。

(註)

- ① Platon, Politeia, 518c.
- ② Ibid., 518c.
- ③ Ibid., 659de.
- ④ Ibid., 415d, 462a.
- ⑤ Ibid., 375a, 459c.
- ⑥ Ibid., 428b, 429a.
- ⑦ Ibid., 313c.
- ⑧ Idem., Nomoi, 628c.
- ⑨ Ibid., 624cd.
- ⑩ Idem., Politeia, 380b.
- ⑪ Ibid., 436a.
- ⑫ Ibid., 411e.
- ⑬ Ibid., 432c.
- ⑭ Ibid., 489ab.